

## 議第27号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定  
について

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2 1 自転車の項中「150」を「200」に改め、同表1備考2中「別に定める入退場時間」を「駐車場に自転車を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車の駐車料金については、改正後の条例別表第2の規定を適用する。

提案理由

京都市出町駐車場の自転車の駐車料金の適正化を図る等の必要があるので  
提案する。